社会福祉法人きそがわ福祉会定款

第１章　総則

（目的）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
　第二種社会福祉事業
　（イ）障害福祉サービス事業の経営
　（ロ）移動支援事業の経営
　（ハ）一般相談支援事業の経営
　（ニ）特定相談支援事業の経営
　（ホ）障害児相談支援事業の経営
　（ヘ）障害児通所支援事業の経営

（名称）
第２条　この法人は、社会福祉法人きそがわ福祉会という。

（経営の原則）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り１２番地３に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員の報酬は、支給しないこととする。

第３章　評議員会
（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）事業計画及び収支予算
（５）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（６）定款の変更
（７）残余財産の処分
（８）基本財産の処分
（９）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（10）解散
（11）合併
（12）社会福祉充実計画の承認
（13）公益事業に関する重要な事項
（14）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第１４条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）
第１５条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１７条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とし、常務理事は社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第１８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第１９条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第２０条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２４条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会おいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第２５条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（責任の免除）
第２６条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）
第２７条　理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任限定契約書においてあらかじめ定めた額と社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第２８条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第２９条　運営協議会の委員は概ね１７名とする。

（運営協議会の委員の選任）
第３０条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
（１）地域の代表者
（２）利用者又は利用者の家族の代表者
（３）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）
第３１条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）
第３２条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）
第３３条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　理事会

（構成）
第３４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第３５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３６条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

（議長）
第３７条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）
第３８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は，次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（1）現金　1，000，000円
（2）愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番所在のきそがわ作業所敷地１筆(500.03平方メートル)
（3）愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西151番所在のきそがわ作業所敷地１筆(200.10平方メートル)
（4）愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西152番2所在のきそがわ作業所敷地１筆(139平方メートル)
（5）愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西152番1所在のきそがわ作業所敷地1筆(417平方メートル)
（6）愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西153番所在の相談支援センター夢うさぎ敷地1筆(240平方メートル)
（7）愛知県一宮市北方町北方字東本郷下155番所在の北方ホーム第二北方ホーム敷地1筆(268.07平方メートル)
（8）愛知県一宮市北方町北方字東本郷下155番1所在の北方ホーム第三北方ホーム敷地1筆(231.29平方メートル)
（9）愛知県一宮市北方町北方字東本郷下157番所在の北方ホーム第五北方ホーム敷地1筆(370平方メートル)
(10) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番1所在の黒田ドリーム作業所敷地1筆(544.58平方メートル)
(11) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番3所在のわかばドリーム作業所敷地1筆(499.11平方メートル)
(12) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番7所在のわかばドリーム作業所敷地1筆(121.33平方メートル)

(13) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番25所在の北方あすなろ作業所敷地1筆（610.92平方メートル）
(14) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番24所在のなごやかホーム敷地1筆(577.37平方メートル)
(15) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番5所在の多機能センターぽぷり敷地1筆（2007.28平方メートル）
(16) 愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番地・151番地・152番地1、152番地2、153番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建きそがわ作業所作業場. 事務所1棟(589.84平方メートル)
(17) 愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番地・151番地・152番地1、152番地2、153番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建きそがわ作業所作業場1棟(133.40平方メートル)
(18) 愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番地・151番地・152番地1、152番地2、153番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建きそがわ作業所作業場1棟(84.86平方メートル)
(19) 愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番地・151番地・152番地1、152番地2、153番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建きそがわ作業所作業所1棟(112.15平方メートル)
(20) 愛知県一宮市木曽川町外割田字西郷西144番地・151番地・152番地1、152番地2、153番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建相談支援センター夢うさぎ事務所1棟(65.90平方メートル)
(21) 愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場三ノ切23番地1、21番地1、22番地1、58番地、59番地、65番地、66番地1所在の鉄骨造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺平家建玉の井ホーム寄宿舎1棟(397.81平方メートル)
(22) 愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場三ノ切22番地1、21番地1、23番地1所在の鉄骨造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺平家建玉の井ホーム寄宿舎1棟(131.34平方メートル)
(23) 愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場三ノ切59番地、58番地、65番地、66番地1所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建第二きそがわ作業所作業所1棟(716.54平方メートル)
(24) 愛知県一宮市北方町北方字東本郷下155番地・155番地1所在の木造かわらぶき平家建北方ホーム第二北方ホーム寄宿舎1棟(128.44平方メートル)
(25) 愛知県一宮市北方町北方字東本郷下155番地・155番地1所在の木造かわらぶき2階建北方ホーム第三北方ホーム寄宿舎1棟(225.83平方メートル)
(26) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建黒田ドリーム作業所作業所1棟(231.75平方メートル)
(27) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り11番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建ふたばドリーム作業所作業所1棟(272.00平方メートル)
(28) 愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場三の切65番地、66番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建玉の井ホーム寄宿舎1棟(182.14平方メートル)
(29) 愛知県一宮市北方町北方字東本郷下157番地所在の木造かわらぶき平家建北方ホーム第五北方ホーム寄宿舎1棟(167.27平方メートル)
(30) 愛知県一宮市木曽川町内割田一の通り12番地3、12番地7所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建わかばドリーム作業所作業所1棟(588.85平方メートル)
(31) 愛知県一宮市北方町北方字勅使184番地、182番地、183番地所在の木造かわらぶき2階建勅使ホーム寄宿舎1棟 (182.67平方メートル)
(32) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番地25所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建北方あすなろ作業所作業所1棟(231.00平方メートル)
(33) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番地24所在の木造かわらぶき2階建なごやかホーム寄宿舎1棟(218.16平方メートル)
(34) 愛知県一宮市北方町中島字往還南2番地5所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建多機能センターぽぷり障害者福祉施設1棟(1086.45平方メートル)
(35) 愛知県一宮市北方町北方字勅使189番地1、182番地、183番地、189番地2所在の木造かわらぶき2階建わだちホーム・しずくホーム寄宿舎1棟(266.26平方メートル)

３　その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は第４９条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第４１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、一宮市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、一宮市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第４２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第４３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第４４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第４７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第４８条　この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）
第４９条　この法人は社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保

持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）日中一時支援事業
（２）福祉有償運送事業
２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上及び評議員会の承認を得なければならない。

第９章　解散

（解散）
第５０条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第５１条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　合併

（合併）
第５２条　この法人は、合併しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、一宮市長の認可を受けなければならない。

第１１章　定款の変更

（定款の変更）
第５３条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、一宮市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を一宮市長に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）
第５４条　この法人の公告は、社会福祉法人きそがわ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第５５条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　青山直樹
理　事　　大橋　清
〃　　峰島　厚
〃　　袴田正己
〃　　奥村明美
〃　　大池周広
監　事　　宮川昭一
〃　　稲塚博子

2　この定款は、２０１７年４月１日から施行する。
3　この定款は、２０１８年２月６日から施行する。
4　この定款は、２０１８年１０月２３日から施行する。
5　この定款は、２０２０年１０月２２日から施行する。
6　この定款は、２０２２年８月３１日から施行する。